

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（1127））

2. 日 時：平成30年7月13日 10時00分～11時25分
13時30分～18時30分

3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

川崎安全管理調査官、義崎管理官補佐、津金主任安全審査官、正岡主任安全審査官、村上主任安全審査官、秋本安全審査官、田尻安全審査官、照井安全審査官、宇田川原子力規制専門職、堀野技術参与、山浦技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 調査役 他33名

東北電力株式会社：原子力品質保証室 主査 他7名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 課長 他9名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 担当 他6名

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 安全・品質保証室 主任 他6名

中国電力株式会社：電源事業本部（品質保証） 副長 他9名

電源開発株式会社：原子力技術部 品質保証室 総括マネージャー 他7名

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、6月4日、7月5日、10日及び本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請に係る耐震性に関する説明書、要目表、設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書、基本設計方針、溢水防護に関する説明書並びにブローアウトパネル及びブローアウトパネル閉止装置の設計方針についての補足説明資料について説明があった。

（2）原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【耐震性に関する説明書】

＜格納容器機器ドレンサンプの耐震性についての計算書＞

- 「表4—3 許容応力（設計基準対象施設）（クラス3施設）」及び「表4—4 許容応力（波及的影響評価）（クラス3施設）」について、座屈評価はクラスMC容器の評価式によるとしているが、本設備の形状には適用できないこと、また、座屈評価を実施していないことから、注記を削除すること。
- 解析モデルについて、鉛直方向の拘束条件を実態に合わせて整理して提示すること。

＜付属設備の耐震性の計算書＞

- 概要にコリウムシールドの重大事故等対処施設としての施設区分を明記すること。また、構造強度評価を行うとしているが本図書は耐震計算書であることを踏まえて記載を修正すること。

- 荷重の組合せ及び許容応力について、許容応力の算出根拠を整理して提示すること。その上で許容応力の記号を修正すること。
- 許容応力について、鋼構造設計基準を適用する根拠を整理して説明すること。
- 水平支持ボルトのアンカー部の許容引き抜き力の算出式の係数について、設定根拠とした基準を明記すること。

【要目表（機器ドレン処理系、床ドレン処理系、固体廃棄物処理系：廃止関係）】

- 要目表で申請対象としている設備について、撤去、変更する範囲を系統図に明示すること。

【要目表（火災防護設備）】

- ディーゼル駆動構内消火ポンプの燃料タンクについて、ポンプ附属タンクの場合でも、火災防護審査基準への適合性の観点から、タンク容量の考え方を整理して提示すること。
- ハロン消火設備の主配管の範囲について、選択弁ユニットも主流路となるため、主配管として位置づける必要がないか整理して提示すること。

【基本設計方針（火災防護設備）】

- 火災防護審査基準のうち基本設計方針に記載していない事項（例：放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に係る火災区域の3時間障壁など）について、整理して提示すること。
- 複合体に関する基本設計方針について、設置（変更）許可申請書のみならず、先行プラントの記載事項も踏まえ、東海第二発電所としての基本設計方針を整理して提示すること。

【発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書】

- 防護対象施設の選定方法について、溢水、火災対策等において統一された考え方となっているか整理して提示すること。
- 上階からの貫通孔が開いている箇所について、被水影響の範囲をどのように考慮したのか整理して提示すること。

【ブローアウトパネル及びブローアウトパネル閉止装置の設計方針】

- 加振試験における各部品の破損に対する裕度については、算出方法を整理して提示すること。
- 門及び門受の制作誤差を最小にする方法について、対象箇所及び作業ステップ等をわかりやすく図示すること。
- 門の作動範囲と門受との位置関係を図示するとともに、扉の動作回路に対する門のリミットスイッチの条件の考え方を整理して提示すること。
- 扉が移動してもテーパブロックとプッシュローラーの押込みが確保できるように門と門受の隙間を設定するとあるが、気密性能維持との関係を説明すること。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 3 火災防護設備の基本設計方針，適用基準及び適用規格

- ・ 日本原子力発電株式会社 東海第二発電所 工事計画審査資料 その他発電用原子炉の附属施設のうち 火災防護設備（本文）
- ・ V-1-1-4-8-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（その他発電用原子炉の附属施設【火災防護設備】）
- ・ 日本原子力発電株式会社 東海第二発電所 工事計画審査資料 その他発電用原子炉の附属施設のうち 火災防護設備（添付書類（図面））
- ・ V-1-1-8-2 防護すべき設備の設定
- ・ V-1-1-8-3 溢水評価条件の設定
- ・ V-1-1-8-4 溢水影響に関する評価
- ・ 日本原子力発電株式会社 東海第二発電所 工事計画審査資料 その他発電用原子炉の附属施設のうち 補機駆動用燃料設備（本文）
- ・ V-2-9-4-3-5-2 付属設備の耐震性の計算書
- ・ V-2-7-2-1-2 格納容器機器ドレンサンプの耐震性についての計算書
- ・ 東海第二発電所 工事計画に係る説明資料（その他発電用原子炉の附属施設のうち浸水防護設備）（抜粋資料）
- ・ 東海第二発電所 工事計画認可申請に係る論点整理について（コメント回答）
- ・ 補足説明（東海第二発電所 工事計画認可申請に係る論点整理について）